

平成 2 0 年第 3 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成20年9月19日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 笠原 幸宏

書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しております。
議 長	これよりただちに本日の会議を開きます。
	(10 時 00 分)
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、 4 番堂場さん、6 番松橋さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。 7 番 本多さん
7 番本多議員	おはようございます。 通告に従いまして、一般質問を 2 点させていただきます。 初めに更別村における雇用と就業について質問したいと思います。 我が国の経済状況は、内地府県においては大手企業を中心に企業業績も向上し景気は回復していると言われていますが、一方、中小企業や小規模事業者においては、その波及は見られず、ますます地域間格差や企業間格差が一層拡大している状況にあると思います。 また、北海道においても、その影響が顕著に現れており、景気の回復のしないまま基幹産業である農業においては、品目横断的経営安定対策の導入や公共事業の削減などに加え、原油価格の高騰、生産資材の高騰等、景気回復どころか先行きの見えない厳しい経済状況下にあると認識しております。 更別村におきましても、同じ状況であり、自主財源である各種の税収も今後減少の傾向にあると想定され、村の財政への影響が懸念されます。 以上のことから更別村においても新たな産業おこしや企業の誘致と合わせて、雇用機会の確保と就業環境の向上は必要不可欠であると考えことから次の 3 点についてお伺いいたします。

議
村

長
長

村 長

まず初めに本村企業のここ数年の雇用状況はどうなっているか。2 番目に、本村における失業率の動向はどうか。3 点目として、企業への誘致の考えはどうかとお伺いいたします。

本多議員の更別村における雇用と就業についてのご質問にお答えを申し上げます。

我が国の経済状況、更には、国の農業政策の一連の政策改革が、本村の基幹産業である農業に及ぼす影響、ひいては村の財政への影響に対する懸念は議員と同じような懸念、認識を持っているところでございます。

1 点目の本村企業のここ数年の雇用状況でございますが、公には、総務省統計局において 5 年ごとに実施されています、事業所及び企業統計調査によるところでございますが、直近のこの調査は、平成 18 年 10 月 1 日現在の調査が報告されているところであります。また、その以前の調査は平成 13 年、平成 8 年というように行なわれてございまして、5 年毎のデータとなっているところであります。

この 18 年調査の更別村の事業所数につきましては、134 事業所、従業者数 1,130 人となっております。平成 18 年と 10 年前の平成 8 年を比較しますと、事業所数では 9 事業所の減、これは減少率 6.3%減となっております。従業員数では 203 人減となっておりまして、これは減少率 15.2%減となっているところであります。

また、村内の新規就業者から雇用状況を見ますと、更別村の商工会員である事業所及びニチロ十勝食品、農協、役場による新規就業者のおおよその人数につきましては、平成 17 年度 11 名、平成 18 年度 12 名、平成 19 年度 25 名という雇用状況にあります。更に、本年、コムニの里さらべつの開設によりまして、これには社会福祉協議会の職員が移ったこれらを差し引きましても、24 名の雇用増となっているところであります。

次に、2 点目の本村における失業率の動向であります。村単独の調査による失業率のデータについては持ってございませんけれども、総務省統計局において発表された資料によりまして、今年 7 月の更別村の完全失業率は 1.3%、労働力人口 1,868 人に対して 24 人の失業ということになってございます。全国の失業率 4%を下回っているという状況にあります。先程、説明のコムニの里さらべつの開設にあたって職員の確保に大変苦労したという状況にもなっているわけであります。また、村の窓口、あるいは商工会等への雇用等に関する相談等は最近少なく、受けていないような状況にあるわけであります。

次に、3 点目の企業への誘致の考えについてでありますけれども、雇用の促進につきましては、議員のご指摘のとおり、就業環境の向上と企業の誘致により雇用機会の確保と考えるものであります。

就業環境の向上につきましては、昨年、帯広市を含む南十勝、町

村の構成による、帯広・南十勝通年雇用促進協議会が、設立されたところございまして、管内商工会、建設業協会等多くの団体を構成員として、ハローワーク等の協力を得ながら就業環境の向上を図るべく、就労者の通年雇用化に向けた事業等に取り組んでいるところであります。

今後とも関係機関と協力し、更別村の就業環境の向上や雇用促進に努めてまいりたいと考えているものであります。

次に、企業誘致等による雇用の創出につきましては、企業振興促進条例や中小企業者事業資金利子等補給に関する条例に基づきまして、企業の振興と立地の促進を図るための税制対策、運営資金及び設備投資の借入金に伴う利子補給等の対策、また、ふるさと創生事業基金の運用益金を活用いたしまして起業家を支援しているところであります。更に、平成 16 年度のポピーマート並びに平成 19 年度のさらべつファミリーパークの取り組みにおいて、道の一村一雇用おこし支援事業の適用を受けまして、事業展開に係る新規従業員の雇用資金と設備資金の補助を受けて実施したように、今後においても、国、道における事業を有効に活用し、雇用機会の確保に努めるなど、これらの諸対策を引き続き講じてまいりたいと思っております。

なお、村の企業振興促進条例につきましては、助成対象の企業の指定につきまして、工場の固定資産評価額 30,000 千円、常時使用の従業員、新設の場合は 5 人以上、増設の場合は 3 人以上で、増加後 5 人以上となるような規定になってございまして、この規定につきましては、ニチロ十勝食品しか、これまで昭和 63 年に制定したものでありますけれども、これ 1 件が該当したということでございます。

この条例の規定は、なかなか小規模のものは入ってこられないという現状もございまして、これにつきましては担当課に見直しを指示しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

7 番 本多さん

ただ今、村長から答弁をいただいたわけですが、雇用状況あるいは失業率等に関しては、更別村もここ 1、2 年でコム二の里や更別食品の工場等が出来まして、そう大きな問題はないかと思うわけですが、企業の誘致に関しまして、更別村はここ数年人口は横ばい、あるいは増えている状況にあると思っているわけですが、それだけ住む方にとっては大変住み良い、条件の良い村だと思っているわけですが、企業においても空港が近いとか帯広市にもそう遠くはないということで、是非ともそういった利点を十分ピールして、大きな企業に対しての誘致活動をしていただいて、それが人口増にもつながると思いますし、雇用の促進にもつながるかと考えているわけですが、それについてはどういうお考えでしょうか。

議長
7 番本多議員

議 長
村 長

村 長

いつも更別村に来たいという企業については大歓迎をして、また支援をしてまいりたいと思っているのですけれども、なかなかこれは難しい面がございます。ただ、北海道に進出したいような企業がいるという情報を捕まえるのが1番大切なことだと私は思っていますので、これにつきましては、色々な角度から研究をして、情報を早くつかめるような努力をしてまいりたいと思っております。

また、大規模な工場誘致のための造成等はなかなか先行してやれない面がございますけれども、やはり更別村の未利用地と言いますか、現在使われていない土地も結構ございますので、その辺も「こういう土地があるよ。」という発信もしてまいらなければならないと思っております。いずれにしてもこれは各町村競争となるものでありますので、私も他町村に負けないように情報を収集しながら頑張っ

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

以前にも村に工業団地的なものを造ってはどうかという話もあったわけですが、今後、企業誘致するにあたって、そういった地帯を設置してやるという考えも持っておられないのか。

その辺についても伺いいたします。

議 長
村 長

村 長

現状から申しますと、加工工場等、大きなものにつきましてはなかなか困難な面がありますので、大きな用地を工場用地として造成することは今のところ考えてございませんけれども、国道ぶちのあたりに少し用地を確保してございますので、そこら辺を小規模なもの、それらを含めて入っていただけるような条件整備は現在、担当課で検討している最中ではございます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

それでは2点目について質問いたします。

次は指定管理者制度導入後の状況について伺います。

更別村においてこの制度は平成17年6月、公の施設の管理運営を民間事業者の能力や経営手法を幅広く活用することと、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減を図ることを目的として条例が制定され、翌年から事業者により管理、運営をされているところでございますが、運営面、利用者の満足度等、色々と懸念されるわけですが、次の3点について伺いいたします。

初めに事業者に対する村の評価はどのようにして行われているか。

次に2点目として、制度導入により成果と住民利用者の声をどのように認識しているか。

3番目として、指定管理者制度に対する今後の村の考え方はどうかということでお伺いしたいと思います。

議 長
村 長

村 長

2点目の指定管理者制度導入後の状況について、ご質問にお答え

を申し上げます。

この制度につきましては、平成 15 年に、公の施設に係る地方自治法の一部改正が行われまして、従来の公共的団体等への管理委託制度に変わり、議会の議決を経て指定される指定管理者に管理を委託することが出来るようになったわけであります。なお、この制度におきましては、指定管理者の範囲についての特約が特に設けられておられませんで、民間業者も含まれるということであります。指定管理者制度により、公共施設の管理を行っているのは現在、各行政区会館と「道の駅さらべつ」、並びに「さらべつカントリ - パ - ク」となっております。制度運用については、条例の定めるところにより、公募により募る場合と公募によらない場合の 2 通りがあるわけであります。公募によらない場合では施設の性格、規模、機能によって各行政区会館を適用させてございまして、従来から管理を行っている行政区に区長と更別村行政区会館の管理に関する基本協定に基づいて契約を締結し、行っているものであります。行政区会館につきましては、契約期間が平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 か年間となっているところであります。一方、公募によりますものは、「道の駅さらべつ」、並びに「さらべつカントリ - パ - ク」の管理について募りまして、選定委員会にて申請書類を審査し、結果として業者に株式会社さらべつ産業振興公社を選定し、議会の議決を経て今日まで来ているところであります。この契約期間につきましては、平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 か年間となつてございまして、明年にはこれが切れるということになっております。

ご質問の第 1 点目、事業評価でございます。

毎年度、終了時に会社の事業状況の報告を求め、これにつきましては議会にも報告をさせていただいているところであります。現在の指定期間が平成 20 年度で完了するために、今までの指定管理者としての自己評価を提出していただいて、この自己評価に基づき村としても評価を行うこととしているところであります。

2 点目の制度導入による効果と住民利用者の声につきましては、制度導入により導入前の平成 17 年度とは管理委託料の面で当時、年間 4,779 千円であったものが指定管理に移行したことによりまして、年間 3,700 千円と約 1,000 千円の委託料の減額効果をあげることが出来ているということであります。また、住民利用者からの声につきましては、利用者の意見箱の設置、インターネットを通しての意見、これらを参考にして特には「道の駅」での食事をしながら外の眺めを出来るように、また売り場のレイアウトの改善、これら貴重な意見を参考に改善に努めているところであります。

3 番目の指定管理者制度に対する今後の考え方につきましてはありますが、現在取り組んでいる施設につきましては、更に評価をしながら継続をしてまいりたいと思っております。また、指定期間が

		3 カ年で取り組んでいるものもございまして、指定管理者制度の目的でもある民間の能力を活用した柔軟なサービスによる施設設置の効果を求めるものであることから、指定管理を行う施設によっては期間の延長、これらを検討してまいりたいと思っております。村の公共施設の管理で、新たに指定管理者制度導入を行う施設を更に検討し、取り組むこととしているものでございます。指定管理者制度による管理が適当であると思う施設につきましては、積極的に導入を図ってまいりたいと思っているところであります。 以上であります。
議	長	7 番 本多さん 初めての村の評価ということで、お聞きしたところですが、期限が切れる来年までに公社の方からの自己採点等を合わせて、その後、村として評価したいということだったのですけれども、これはもう 3 年になるわけですが、それに対しての村の評価について伺ったところなのですけれども、それについてお伺いします。
議 村	長 長	村 長 今、会社の方から自己評価を出してもらうようにしてございますけれども、うちの方もこの評価につきましては、村としての評価というものをしてお互いに評価をぶつけ合うということにしております。その評価をもとに次年度の再契約になるのか、また他に素晴らしい提案があったら、それとの比較ということになってまいります。今後、早急にその評価をしながら次期契約に向けての検討に入るとことであります。
議 7 番本多議員	長	その辺もちょっとご理解いただきたいと思います。 7 番 本多さん 先日も産業文教常任委員会で「道の駅」の調査をしたところですが、社長のお話によりますと、経費を節減しなければならないということで、住民に不便をかける部分があるというふうに言われたわけですが、そういったことで公社の方も努力はされていると思うのですけれども、通りすがりの方とか住民でない人の利用が多いと思うのですけれども、そういった意味で住民の声というのは、やはり村としてもある程度聞いていただいて、それなりの運営をしていただきたいと思うのですけれども、アンケートとかそういう調査等は考えていないのでしょうか。
議	長	村 長 これにつきましては、先程も申し上げましたけれども、村としての評価の中には住民アンケートまではちょっとなかなか難しい面もありますけれども、それらの意見を集約した中で少し考えてまいりたいと思っております。ただ、これには何と言っても「道の駅」もどんどん競争になってきますので、「カントリーパーク」もそうですが、魅力度を高めるという施策も必要になってきております。したがって、先程ご答弁申し上げましたけれども、現在の 3 年という契

議長
3 番菊地議員

約の中では会社の方もなかなか力が入れないというところもございますので、これを 5 年に延長するとか、そういう形で私は持っていきたいと思っております。色々意見もいただいているものも村の方で把握をしてございますので、これを会社の方にもぶつけてより良い指定管理者制度にしていきたいと思いますところであり

ます。

以上です。
3 番 菊地さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

私は今日、2 項目について質問させていただきます。

まず 1 項目です。使用済み紙おむつの無料収集をしていただきたいということなのですが、今、環境に配慮した生活が推進される一方で、生活の中では利便性が優先され、企業の開発競争も激化しています。社会は核家族化が進みまして、女性の社会参加も当たり前になっています。慣れない育児を孤立感の中で過ごす若い母親や家族介護者の精神的な、また肉体的な負担を軽減し、時間の保証を担保とする紙おむつは必要不可欠なツールになっています。

育児に対する意識の変化や介護を必要とする高齢者の増加とともに、紙おむつの需要が著しく増加し、それに伴って一般の燃やせるゴミの中に混入している使用済みの紙おむつも相当量あるのだと思います。

更別村では既に、子育て支援の一環として、平成 15 年より使用済み紙おむつ処理を支援しています。更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 18 条第 4 項の規定で、申請により燃やせるゴミ袋 20 リットルの袋を誕生から満 2 歳まで年 100 枚、合わせて 200 枚を支給しています。

これはこれで素晴らしい子育て支援施策だと思いますけれども、おむつ処理に関しまして事業の視点を少し変えていただきたいと思います。

ご提案申し上げます。

まず視覚の方からご覧いただきたいのですが、支給しているゴミ袋は 20 リットル、これが 10 枚入っています。これを年間 100 枚、大きさで言いますとこの大きさになります。いわゆるレジ袋の大きめの袋です。たくさんお買い物をすると 1 番大きいサイズの袋に入れてもらえます。また、この 1 番大きいのはこのサイズです。かなり大きいです。これは 1 枚 160 円になります。家庭で負担すると 1 枚 160 円、20 リットルの支給されているものは 1 枚 80 円です。

次に皆さんご覧になったことがある方もない方もいらっしゃると思いますが、おむつを持ってきました。こちらが M サイズの大人の方のおむつです。これが赤ちゃん用の M サイズです。こちらはお子さんやお孫さんでご覧になった方も多いかもかもしれません。こ

れを広げますと更に大きさの違いがお分かりだと思います。こちらが赤ちゃんのおむつです。かわいらしくて小さいです。こちらは大人用のおむつです。これは M サイズになります。体格のいい方は更に大きなおむつが必要になるということです。これはほぼ寝たきりの方が使われるテープでこのようにとめて使われます。あとはパンツタイプのものもあります。赤ちゃんはこういうもの、大人のサイズの方はこのタイプでこの大きさをパンツタイプです。赤ちゃんはこれだけ 1 枚で使えますけれども、大人の方はこの大きさに更にこのようなパットを敷きます。女性の方はこれだけで良いのですが、男性の方は更にこのような尿とり専用のパットを使うわけです。これを全部使うとこれだけのボリュームになります。これを使用済みになりますと、このように汚物は処分して、このようにくると丸めて燃やせるゴミ箱の中に入れるわけです。実際、使用済みのものはもうちょっとボリュームが出ます。これだけの大きさです。これに比べて赤ちゃんのものをご覧下さい。これも同じようにくると丸めてテープでとめてこの大きさです。大人の方はこの大きさです。高齢者だけではなくて障害のある方ですとか、一時的にでも病気や手術、事故等でこういうものが必要になる方もいらっしゃいます。これだけ大きさが違います。ということはつまり処分する時の袋の枚数もかなり変わってくるということです。これを毎日使った場合に大体このサイズを使っている赤ちゃんを持たれている家庭は、20 リットルの支給された袋が 2 つから 3 つ、これで大体大丈夫なようです。こちらの大人用のおむつをお家で介護されている方が 1 週間に 1 回のゴミを出すとする、45 リットルの袋で 1 つもしくは 2 ついっぱいになります。こういう現状があるわけですが、この 20 リットルが 1 枚 80 円、45 リットルが 1 枚 160 円、45 リットルの袋が週に 1 枚で済んだとしても 1 年 52 週間で 8,320 円の負担をするということです。これが 1 週間で 2 枚だとしたら、この倍、量が多くて 3 倍ということも、その方の状況によって考えられることです。これだけの負担をご家庭でなさっているという現実があります。

住民サービスの事業につきましては、常に住民目線で現象を見極めて、サービスの向上を目指し、事業の見直し、軌道修正、実行されることが本当の姿なのだと思います。

紙おむつの処理に関しましては、おむつを必要とする年齢に関係なく、必要な人に必要な支援としてこのサービスを拡充するべきではないかと思います。年齢や障害、常時おむつが必要なのか、事故や病気で一時的に必要なのか、そのようなことに関係なく、必要な人に必要な時に必要な支援をすべきだと思います。

その支援の方法についてご提案申し上げます。

現在は申請書に記入、それを役場窓口で提出いたしまして 1 年に 2 回役場窓口に取りに来ます。これを 1 回に 50 枚、ということは 5

本ですね。それから役場の職員の方もその申請書を受付して役場に
来てくださった方にゴミ袋をお渡しする。そのような申請手続きと、
それに伴う事務処理、それとそのようなものが発生いたします。そ
してその後、いただいた使用済の紙おむつはいただいた袋に入れて、
燃やせるごみとして処理される。これが今の状況なのですけれども、
これからは使用済紙おむつを無料収集をしていただきたいと思います
です。

家庭にある透明だとか半透明の袋に使用済おむつを入れて、収集
日に燃やせるごみと一緒にそこに置きます。中身がおむつとわかり
ます。おむつとわかればそれをそのまま収集していただきたい。こ
こで申請する手間、申請される手間が省けますし、住民の方も役場
に指定のゴミ袋を取りに行く手間も省けます。そしてサービス拡充
になります。とてもシンプルな方法だと思います。十勝管内では音
更町が既にこの方法を導入していますし、本州でも同様なサービス
を行う自治体も増えてまいりました。安心して子供を産んで育て、
また老いても同様に心豊かに生まれ育った村で暮らせるまちづくり
を目指す更別村でも、これは必要な取り組みかと思えますけれども、
村長のお考えをお伺いいたします。

村 長

菊地議員の使用済み紙おむつの無料収集についてのご質問にお答
えをいたします。

村では平成 15 年 10 月からごみの有料化を行ったところでござい
ます。有料化前 1 年間のくりりんセンターへのごみの搬入実績とい
たしましては、家庭系、事業系、合計で 767.27 トンということにな
っておりました。有料化後の 1 年間ではこれが 376.9 トンと大幅に
減少し、平成 19 年度実績では 360.69 トンとなっているところであ
ります。逆にリサイクルセンターには平成 14 年度実績で生ごみを除
き 378.8 トンであったものが平成 19 年度実績では 496 トン、これま
でに増加をしているところであります。ごみの処理に対して全体と
して村民のご協力をいただいているところであります。ごみの有料
化に合わせまして子育て支援策のひとつとして紙おむつに限定をし
てはございませんけれども、誕生から 2 年間に限って燃やせるごみ
袋 1 人年間 100 枚を無料支給しているところでございます。ご質問
のとおりであります。また生活保護世帯につきましても 1 世帯につ
き年間 50 枚を支給しているということになっております。これは処
理手数料の免除措置でございまして、予算上には現れてこないわけ
であります。子育て支援、新生児の養育面の実績といたしましては、
平成 18 年度、3,720 枚、金額にいたしますと 299,200 円、平成 19
年度、5,132 枚、410,560 円という実績になっているものであります。
この子育て支援策は今後も継続をしてまいりたいと思っております。

そこでご質問の、またご提案にあります、全ての使用済み紙おむ
つの無料収集についてでありますけれども、実施の方向で検討に入

議長
3 番菊地議員

りたいと思っております。ただし、このごみ袋問題につきましては、更別村におきましても長い歴史がございまして、現在の規格したごみ袋に全部統一をしているということでありまして、規格外の透明袋に関しましては、これまでも村民のご理解を得て指定以外のごみ袋につきましては一切収集しないとしておりまして、このことにつきましては村民に定着しているという状況にあります。また市街地の場合、自宅付近まで収集するというところでございまして、更別村はそのような方式を取っておりまして、逆に指定以外の透明な袋によってプライバシーが守れるかどうか、また時には違う袋にごっそりは入っていますと確認作業も出てくるわけでありまして。これらの問題、更には行政サービスの公平性の観点から指定のごみ袋で検討してまいりたいと思っているところであります。

以上、お答えといたします。

3 番 菊地さん

前向きに実施の方向でご検討いただくということ大変嬉しく思います。ありがとうございます。有料のごみ袋が村内の住民の方に定着しており、他のごみ袋では出来ないというご指摘なのですが、これはきちんと周知することで解決は出来ると思います。更別村の住民の方のモラルをもっと信じて私は良いと思います。リサイクルセンターの皆さんの利用状況を見ても、分別の仕方を見ても、本当に素晴らしい状態になっていると思いますし、収集よりも持ち込みの方が多いという前向きな住民の方々をもう少し信じてもうちょっとシンプルな方法も検討していただけたら良いかなと思います。これから更別村の高齢化率も 26.1%ですから、介護を必要な方がどんどん増えていくと思いますし、障害を持った方も家族と一緒に地元で暮らそうという方向にもなっています。施設や病院に入っている高齢者を家庭に戻そうという国の動きもあります。

是非、1 日も早くこのサービスの実施をお願いしたいと思います。次の質問に移らせていただきます。

緊急地震速報の住民周知について伺いたいと思います。

9 月 11 日の午前中、十勝沖で起きたマグニチュード 7.0 の地震で、気象庁は各地に揺れが伝わる前に緊急地震速報を発表いたしました。

震度 5 弱以上の揺れを観測した地震で、揺れが大きいとされた全ての地域に、この速報が間に合ったのは今回が初めてだそうです。

更別村でも震度 4 の揺れが観測されました。私はちょうど産業文教常任委員会の最中でしたけれども、緊急地震速報などテレビもラジオもない所で、そのようなことは知る由もなく、突然の揺れにただ呆然と揺られるばかりだったのですけれども、幸い村内での被害も無く、今日に至っております。

そこで考えたのです。

もっと大きな地震が十勝地方に何度も起きているのは皆さんもご存知のことだと思います。今後、今まで以上に大きな揺れが起きな

い保証はありません。今年は中国四川地方や東北地方を襲った大地震の被害の甚大さは今もまだ皆さんの記憶に新しいところだと思います。この10年間でマグニチュード6以上の地震が世界で961回発生しているそうです。しかし、そのうち199回の地震は日本で発生、割合にして20.7%、こんな小さい日本で2割も地震が起きているのです。大きな揺れが来る前に、テレビやラジオを視聴していたならば速報を知って、少しの間でも心の準備や身の安全を確保することができるのですが、仕事中や情報源のない村民が多いのではないかと思います。緊急地震速報を瞬時に村民に伝える方法はないのでしょうか。例えば防災無線、携帯メールですとか、または消防のサイレン、そのようなもので伝えることは出来ないだろうかと思いました。

実際にNTTやKDDIでは緊急地震速報の配信をもう開始しています。また、平成19年10月1日から一部の自治体では総務省、消防庁による全国瞬時警報システム、J-ALERTを用いた防災無線による放送が運用されております。また、自治体や法人向けの緊急地震速報を受信して、警報を発する専用端末ですとか、受信装置も民間の会社で開発し、既に販売されています。

更別村でも防災無線にリアルタイムで緊急地震速報を発信したり、全村民に注意を喚起できる、また、サイレンで自宅にいない村民にも緊急地震速報を周知するシステムの整備するお考えが今後ありかどうか伺います。

村 長

続きまして緊急地震速報の村民周知についてのご質問にお答えを申し上げます。

この地震の予知、対策につきましては長い間の課題でありまして、また今後ともこの課題は続くものと思っております。

緊急地震速報を瞬時に住民周知するシステムの構築に対する考え方についてのご質問でありますけれども、全国瞬時警報システム、J-ALERTを用いた防災無線放送、消防のサイレンを鳴らすなどの提案があったわけであります。この全国瞬時警報システム、J-ALERTにつきましては、人工衛星を用いて情報を市町村の防災行政無線を自動起動することにより、人手を介さずに国から地域住民まで瞬時に情報を伝達するシステムであります。まだ、全国でも昨年2月に一部の自治体で実証試験を経て、運用開始しているということであります。この実証試験の結果についてでありますけれども、情報の受信までに1秒から2秒かかる。そして自動起動を起こして放送までに5秒から23秒を要したという実験結果が出てございまして、まだ十分な検証まで至っていないことから、ミサイルの着弾放送で誤作動を起こす等、トラブルも大きいわけであります。国では国民保護施策の一環といたしまして、これらの整備に関しまして起債発行等をして普及を図っているところでございます。この

議長
3 番菊地議員

システムでは消防庁から地方公共団体への情報の伝達といたしまして、津波、火山、地震速報、気象警報、弾道ミサイル、航空攻撃ゲリラ、テロの情報を受けることが出来るということになっております。しかしながら、このシステムにつきましては、先程説明いたしましたけれども、まだ瞬時放送とはなってございませんので、情報の解析、処理装置、防災行政無線に接続する無線自動起動等、整備に多額な費用もかかるということでございますし、現在の状況ではテレビ、ラジオよりも遅いというような状況もございますので、これにつきましては、精度向上、他町村の整備状況を見極めながら将来的には導入に向けて進めてまいりたいと思っておりますけれども、当面、それらの精度だとか色々なものをクリアしませんと次に新しいものが出てきて、また更新ということになりますので、それらのことも見極めながら対応してまいりたいと思っております。以上であります。

3 番 菊地さん

これも導入してまだ間もないということで色々な問題点があると思いますが、このような J - ALERT に限らず独自の更別村の方法でも良いと思います。少しでも早く住民の皆さんに注意を喚起する、そういう手段をこれからも考えていただきたいと思います。

関連といたしまして、この J - ALERT、緊急地震速報の目的というのは減災効果の期待というのがあるのです。これは何かというと、少しでも「早く地震が来るよ」というお知らせを住民の方に広くお伝えして、そして来たるべき災害に対して心の準備、身の安全を確保するための準備をしていただくというのが目的なのですが、高齡者の方の急増とともに今までのここ数年起きた地震、阪神・淡路大震災以降、地震が起こるたびに高齡者の負傷者がどんどん増えているという実態があるそうです。つまり、家がたいして揺れていないし、家具も倒れていない、だけど怪我人が出てしまう。それはなぜかということ、高齡者の方が揺れを感じて慌てて行動すること、それにあるそうなのです。震度 6 くらいでは木造住宅はそんなに古くなくれば倒壊はしないということになっているのですが、例えば 2 階建ての住宅が壊れるのは 2 階ではなくて 1 階が潰れるですとか、ですから 2 階にいたのに下に降りるのは身の破滅につながる。それからニュースでも報道されていたので記憶にある方もいらっしゃるかもしれませんが、岩手・宮城内陸地震では自宅からびっくりして飛び出した方がちょうど通りかかったトラックに引かれてお亡くなりになるということもありました。ですから地震が今来ますという情報を早く伝えることはもちろん大事だと思いますけれども、それ以前に簡単な事実を知るための知識を皆さんに知っていただくという行動も必要ではないかと思えます。高齡者の方は地震があった時の負傷者予備軍という言い方もされているのですが、その高齡者の方だけではなく、一般の方ももちろんその自

助努力を促す啓発と言いますか、そのようなことも行政として広くアピールする必要があると思うのです。例えば、9月1日は全国的に防災の日になっていますから、色々な所で色々な催しが行われます。でも更別村では、そのようなことは多分していないのかなと思うのです。ですので、例えばそのような時に啓蒙週間と言ったら、ちょっと大袈裟なのですけども、何かの集まりの折に9月の時には防災に関する基礎的な知識、「こういう時は慌てないのだよ」、「絶対大丈夫なのだよ」とか、そのようなことを住民の方に伝えていく、緊急地震速報を見て来るのだと思う、そして、その時に外に出たらいけないだとか、家の中にいたら2階にいた方が安心なのだとか、そういうような当たり前のことかもしれないけれども、人に言われてそうなのだとか再認識して安心するという、そのような啓発運動と言いますか、そのようなことも合わせて考えていただきたいと思います。そのようなお考えはありますか。

議 長
村 長

村 長

この啓発というのは大事なことでありまして、9月1日は防災の日でありますけれども、この周辺に高齢者の研修会等が設けられれば良いのですけれども、末広学級等でこれらの講習会を消防の協力を得て行うとか、そういうことについては、これからはやっていきたいと思っております。高齢者の防災意識の向上、そして村民の防災意識の、また災害に遭った時は人を助けると意識の向上等も含めてこれらの研修等をやってまいりたいと思っております。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

それと住民の方のそのような災害に対する意識の向上、知識の向上ということと合せまして、1年半前に私も一般質問で聞いたことがあるのですが、災害時要援護者対策リストアップというようなことと、村の地域防災計画等も拝見しているのですけれども、災害時に住民の方の力をお借りして色々な対応をするということのももちろん自助努力、共に助け合うということですが、それと企業の方達の協力を得る、企業にある重機ですとか、そのようなものを動員していただいて復旧にあたるということも非常に重要なことだと思うのです。発生時における地元企業の機動力の活用についてはどのようなお考えでいるのかなとお伺いしたいと思います。

あともう1点、災害時の要援護者の方々のリストアップについてはどの程度、進んでいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

議 長
村 長

村 長

防災計画については今、見直し中でありまして、年明けには案を示すことができるのではないかと考えております。道の審査がかなり時間を要しますことから、正式に出来るのは来年の6月頃になるのではないかという見込みで現在作業を進めております。

それと前回、ご質問をいただいた避難所の看板につきましては、

今年から順次整備をすることにいたしておりました、ことしは 8 か所程整備をすることにしております。雪が降る前に整備をしたいと考えてございます。それから要援護者対策につきましては庁内に検討対策委員会を設けて現在進めております。これには民生委員さんの協力だとか色々な方々の協力を必要としますので、少し時間を要しているわけですが、これについても進めている所です。なんせ職員がいないものですから目先の仕事に追われている状況でありまして、その中で追々進めているわけです。それから地域の企業の協力だとか、火災の災害だとか色々な面ではそういうネットワークと言いますか、そういう協力体制は取ってございますのでこれを拡大するような方向になろうかと思えます。ただ、企業にとってもどの辺まで協力してもらえるかどうかということは計り知れないものがあります。やはり公的な機関の力というものを発揮しなければならないと思っていますところでありまして。あと、もらっていましたらもう 1 回質問していただきたいと思いますが、何かもれたものはございますでしょうか。あと更別村の場合、公共施設の耐震につきましては全道一早いと言っても良い程対応してございます。その中で避難所で耐震力不足と思われる施設もございまして、それにつきましては今回防災計画の中から外していくということを検討してございます。いずれにいたしましても全庁内、村内をもう 1 回見直ししながら防災計画を作り上げてまいりたいと思っています。

以上であります。

議長
議長

この際、暫時休憩いたします。(11 時 05 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 20 分)

2 番 高橋さん

2 番高橋議員

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

農業支援対策についてでございます。

近年の農業経費の上昇は、アメリカのバイオ燃料増産に伴う穀物飼料高騰、中国、インド等の後進国の農業、経済発展に伴う肥料原料や鋼材等の高騰、またサブプライムローン問題が発した投機的なオイルマネーによる原油高騰等、私達農業者自ら起因するものではなく、そのほとんどが諸外国の国策、あるいは経済発展等によるものであります。また平成 19 年度より実施されました、水田、畑作経営所得安定対策、生乳調整など農業収入を増加させるというよりは安定生産、安定供給に主をおいた対策が実施されてきました。そんな中、農業者は出来るだけコスト削減を図り、農業所得の安定確保を図ってきたわけですが、近年の農業資材高騰は農業者のコスト削減以上であり、もう農業者の努力の限界を超えているのが現状であります。また農産物価格、特に政府干渉作物はそのほとんどがコスト上昇分を価格に転換できないのが現状であり、そ

のことも農業経営に圧迫を与えています。現在も資材は高騰しており、このままでは本年度並びに来年度以降の営農継続に甚大な被害を受ける農業者は続出するものと考えられるものであります。

ついては、地方行政として農家経済に対する本年度の緊急的支援対策並びに来年度以降、継続的な支援対策をお願いしたいわけですが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

村 長

高橋議員の農業支援対策についてお答えを申し上げます。

昨年からの原油高騰、それに引き続く諸資材の高騰は、農業はもとより全産業に大きな影響を与えておりまして、本村のみならず全道、全国における共通の緊急の課題であると認識しているところであります。

特に、本村の基幹産業である農業経営に対する影響は、議員のご指摘のとおり、甚大でございまして、年末、更には、来年度以降の営農継続について、私も不安を抱いているところであります。このような状況から、全国各地にて、国等などに対する大規模な運動が展開されているところでございます。一方、国や道におきましても、一部実施された対策もありますけれども、更に検討が進められていること等が報道されております。

本村における、支援対策の考え方でありまして、村の財政は厳しい中にはありますけれども、現状を見る時、基幹産業の農業が継続して再生できるように、皆様方のご理解を得ながら、支援対策を行わなければならないと考えているものであります。

現在、担当課において、国や道の施策の内容等についての把握、ＪＡ等、関係機関と連携をとりながら、情報等の分析や検討を進めており、緊急的に対策を取る必要のあるもの、中・長期的に対策を取っていくべきもの等について鋭意検討を重ねているところでございます。

最近の情報では、近く、国の施策も出されると報道されてございます。これらも確認しながら早急に対策案をまとめてまいりたいと思っております。

案がまとまり次第、推進会議で検討案を審議し、対策の決定をしてまいりたいと思っております。対策の内容によりましては、短期的に支援するもの、年度を越え、中・長期的に支援するものがあるかと考えているところでございまして、緊急的なものにつきましては、臨時会をお願い申し上げて、これにつきましては商工分野、福祉分野も関連してまいりますので、総合的な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、この大きな問題につきましては、一自治体では極めて難しいこともございまして、引き続き、道や国への要望を強めてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

ただ今、村長からまだ具体的な案が示されないお言葉でございましたけれども、私といたしましては、2 点程要望させていただきたいのですけれども、まずハードの面では今年度の資金対応の利息の減免、またソフト事業につきましては、来年度から更に肥料が 6 割、7 割値上げということで、これは燃料と違いまして当面続く可能性があるということなので、低コストに向けての土壌分析、また堆肥分析、経費削減を重点的に来年度からお願いしたい。

また、現在デントコーン作付け奨励事業を 20 年度から計画してございます。また自力草地更新事業助成金ということで、酪農家は自給飼料を主にしていけないと本当に厳しい状況であることから、デントコーン作付け奨励事業を 21 年度に向けて拡大、また自力草地更新事業についても拡大をお願いしたいと思います。また国の方も新聞等では肥料、燃料、2 割削減において 7 割補てん、予算で 500 億円というようなことが出ておりますけれども、国もまだはっきりはしておりません。また農協もまだはっきりとした対応策は出ておりませんので、この辺をお願いしたいと思います。村長はどのようなお考えかお聞きしたいと思います。

議長
村長

村 長

まずは近々に示される国の対策、これが出された場合、きちんと連動してやっていくということ、今、はっきり申し上げられないのは、J A と協議中でありまして、これをやるかやらないかと結論付けたことはございませんので、検討している項目だけ申し上げたいと思いますけれども、まず短期的には緊急的な資金対応を今、J A と検討させていただいております。

また年を越えてからの対策になると思いますけれども、やはり減肥、減農薬の推進、それから自給飼料の増産、これにつきましては今年からデントコーンをやっておりますけれども、更に事業量を増やす等して対応してまいりたいということで検討しております。

更に牧場の利用促進につきましては、少しサービスを拡大して利用してもらうような形について庁内で検討しております。それから更に、まだ先になると思いますけれども、やはり石れき、そういうものは機械にかなりダメージを与え修理費も重なるということもありますので、今、道営との調整の中でまず道営を先にやってまいりますけれども、小規模な該当にならない所については石れき除去、客土についても検討するように担当の方には指示をしているところであります。

いずれにしても国のメニューがちらちら見えてはきているのですけれども、まだはっきりしないというところでございまして、まずは示された対策について国の取られる対策について、確実に農協、関係機関と連携を取りながらやってまいりたいと思っているところであります。以上であります。

議長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

ただ今、村長の方から、私が申し上げたいことが大体意見として出されましたけれども、コントラの支援協議会もそうですけれども、平成 13 年度からの農業生産対策推進会議が重要な会議かなと思うわけですが、その中でどういう会議がされているのか。それから石れき、客土の小規模の事業に関しましては、以前に一般質問をさせていただいて、その時には今の道営畑総の結果を見た中で検討するというお話でございましたけれども、ただ今、村長から前向きな意見という感じはしております。

農業生産対策推進会議について、どういう会議がなされているのかお聞きしまして、最後の質問にさせていただきたいと思います。

議長
村 長

村 長

この推進会議の中に企画対策会議というのがございまして、現在、この問題について何回か会議をもって検討いたしているところであります。従来、こういう問題がないとあまり開かれてこなかったわけですが、今回はこの対策会議、農協、関係機関と集まっていたいて、この件についての会議をもっているところであります。これが大体 9 月いっぱいである程度の方向性をこの会議で出してもらって、10 月上旬には推進会議の方に持って行って、ある程度の方向性を出してまいりたいと思っているところであります。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

実は更別農業の将来像と大きなタイトルを書いてあるのですが、けれども、なぜそういう大きなタイトルになったかと言いますと、更別村は畑作においては 1 戸あたりでは 50 ヘクタール近い耕作面積を持ちまして、平成 18 年、天皇皇后両陛下がご来村下さいまして、視察をしていただいた、日本一の農業地帯と自負していたわけなのですけれども、最近、メタミドホス、これは中国の餃子だけかなと思いましたが、最近はそっちの方が日本中を騒がせておりまして、ポストハーベスト、昔から言われていまして、小麦でも米でも運んでくる時に農薬をかけなければ虫がわいて商品化には全然ならないということを警鐘した人がたくさんいたのですけれども、やっぱりそうかなと、それに追いつけ去年からの品目横断、所得補償方式、今年も去年に引き続き、全ての作物がわりと順調に育っていきまして、反面喜んでいっているところなのですけれども、農業者はやはり来年の営農計画書はおそらく書けない、書いたらマイナスになるというようなジレンマにあります。それで更別農協は十勝管内でも有数な力のある農協と言われていまして、実は平成 19 年で化学肥料の取扱いを組合員勘定から拾ってみましたら 1,038,000 千円、これが単純に 6 割上がりますと大変な話ですが、今上がっています。すると 5 億円が単純増するのです。それで質問の 1 項目に書きましたように、

平成 18 年 6 月策定の農業経営基盤強化促進基本構想の中の 40 ヘクタールプラス肉牛繁殖 25 頭の部門で普及センターで 4 月で、決して肥料だけではないのです。酪農家のえさも上がっていますし、軽油まで上がっています。全部 7 月末で更別農協の値段を入れてもらって、所得補償方式の価格も入れてもらって計算をしていただきました。それでどういう数字が出たかということ、実は平成 17 年の計画の段階では、農業所得は 9,389 千円ある、そして農業従事者に 3,509 千円お支払いしますと 5,880 千円の所得が残る、今の価格を上げた段階でいきますと、畑作の売上げが 3,236 千円で、その畑作の面積は小麦 13 町から澱粉いも 4 ヘクタール、食用いも 3 ヘクタールと色々あるのですけれども、それを入れました。肉牛の売上げが 7,180 千円、そうしますと単純に言いますと 3,509 千円を払いますとマイナスの 1,165 千円になるのです。この一番中規模で安定しているだろうと、畑作の小麦と澱粉いもと食用いもと豆、そうしますとこれはいかななものかと、それともっと驚くことが、その数字の反肥を見ますと、小麦がこの計画では 13 ヘクタールを計画しているのですが、そうしますと秋まき肥料や資材を全部上げていきますと、秋まき小麦、澱原馬鈴薯もマイナスになるのです。ということは単純に言いますと、日本一の農業といわれる更別村においても 2 品目はマイナス、これに負債があると支払いの償還はみていませんから、3,500 千円は自分達の儲けです。この労働時間は 4,530 時間稼ぐことにしまして、家族労賃を 1,603 円に普及センターは見ています。それで 1,603 円が高いか安いかは議論のあるところでしょうけれども、そこまでいなくて生活費 0 円で負債のある方は払っていかねばならないという状態です。それで今、酪農家は去年から飼料高です。それで去年も今年も酷い目にあっている。指定団体のホクレンが 7 月中に 10 円上げてくれとメーカーに言っても消費が伸びていないからだめだということで牛の価格も暴落しています。ホルスタインも黒毛も。その餌高で廃業の方が多い、府県も買ってくれない中で、やはり農協もそうなのですけれども、農協も品目横断があるから策定を遅らせて、それが出たら長期計画を立てたはずなのです。ですが、この飼料高、資材高は当分、覚悟していかなければならない。要するにほとんど中国や他国から化学肥料やえさを買っている産業ですから、他国が自国を大事にしてもそんなに安いお金であげません、制限もしますと言い出した中では、私は早急に対策を大きく変えていかなければ更別農業は営農計画書を書く前にマイナスがわかって営農するということはボランティアではないのですから、いくら食糧を生産する大きな気持ちがあったとしてもリタイヤということが近々起きるのかなと心配はしています。それで計画というものは補助金をもらったり、事業を起こすために計画があるのではなくて、やはり村長もこの辺で更別の農業はこうなのですよ、特にこれは農協の問題かと思えますけれども、農協もなかなか色々

あったのでしょうかけれども、やっとさっきお話をされました。まだ進んでいません。今朝、要望書を見せていただきました。ここでじっくり更別村の農業はどうなるのだろう、将来的にはこうなのだろうと、後程の集落営農事業に対してもつながるのですけれども、お答えをいただきたいのは、私は今まで個別完結型農業で、隣の中札内村はある程度法人化を目指してネオファームとは言わないのですけれど進んできたのは事実ですし、私のところはいくまでも個人で機械を買ってそれで十分やってこられたのです。それでこの際、もう一回足元を見直すというか、更別村の基本計画、もちろん農協にも参画をしていただくことは必要でしょうけれども、その辺の見直しをする必要があるのではないかと考えていますので、まず1点その辺をお聞きしたいと思います。

村 長

松橋議員の更別農業の将来像についてのご質問であります。

ご質問の中で農業の厳しい状況につきましては、私も同じようにとらえているところであります。そして平成18年6月に策定の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想は見直すべきだということであります。これにつきましては、道の指針だとか、優良事例を参考にして作り上げたものであります。これを基に色々な施策がとられているわけでありますけれども、昨今の状況はこれにも合わないということでもあります。確かにもう合わないのは経費の増大等で目に見えているわけであります。また、水田・畑作経営所得安定対策のこともございますので、私は内容の検討、更には個別完結型で更別の農業はきてございますので、小規模な施設型の農業についてはこれに該当してこないということもございますので、それらの農家の方々を救う面から見直し、追加をしていかなければならないと思っているところであります。この問題につきましては、農協とも協議をして推進会議でも図って、実際にはこの類型には合わないということ、そして合わない部分については、どのように対応していくのかということについて検討してまいりたいと思っております。

通告の内容からかなり色々なことが出てまいりまして、将来の更別の農業はやはり昨今の食の安全性の問題だとか世界の食糧事情から考えまして、これは必ず必要であるし、これまで農業に対する投資は更別では1番にやってきたわけでありますから、これらのことから国民の期待に応える農業づくりは私達の責任でもあるし、国内的にも大きな役割を持っているということでもあります。その中で持続的にどうしていくかということになりますと、やはり個別完結型はもう限界というのが目に見えてきておりますので、農業の法人化の推進は従来から私の持論でもございまして、法人化していただけるのであれば村としても支援をしていかなければならない、それは新規就農が極めて難しい状況にあるということ、それから国も株式会社等を含めた異業種からの参入を今、容認しつつあるということ、

議長
6 番松橋議員

それからいずれにしても国が法人化の推進、これは国の方針でもありますから、これに向けていかなければならない。そして、私達が作り上げた更別の農業を他に入られる前に、農業者自身がそういう組織を作り上げていかなければならないと思っているところであります。いずれにしても更別の農業の将来像は暗いのではないかというイメージがございすけれども、これは更別の農業は必ず国においても重要な位置付けとなると思っておりますので、私達はこの困難を乗り越えながら頑張っていかなければならない。そして農業の将来は明るいということを後継者の方々にも示しながら進めてまいりたいと思っております。今、現状と合わないものにつきましては早急に検討し、見直しをしていく必要があると思っております。原稿がはみ出てしまいまして、答弁があっちこっち行ったかもしれませんがそれでも答弁とさせていただきます。

6 番 松橋さん

初めて村長から将来的には法人化、個別完結型では限度が来ているという言葉がありました。大きな問題なので、そういうことは考えていかなければならない時期が来ているのだと思います。

次に 2 項目の質問に入ります。

集落営農事業は平成 17 年から国が始めたのです。私も集落営農というのは勉強不足でありまして、最近ちょっと勉強してみました。それで通告書にも書いてありますように、問題には認定農業者、水田・畑作経営所得安定対策からみれる、特に府県の小規模経営、遊休農地等を集落で取り込んで色々なことをやっていくと国が面倒を見る、これは更別、十勝には関係ないのかなと思っていたのです。

ところで、今村長のお答えにありましたように最後は法人化、国の目指すところは見えないのですけれども、決して全部がそうではないのです。それでやはり今、更別の農業も個別完結で大規模畑作で現状では一部村外から入られる方もいます。今もそういう話を聞いております。ですが集落営農と集落営農組織を分けて考える必要があると、集落営農というと機械施設の共同利用や農作業の受託をすることや経営規模の小さな兼業農家対策と考えがちですが、実際は分けて考えると集落営農とは担い手農家、第 2 種兼業農家、女性や高齢者等、集落の皆が安心して末長く暮らしていける農業、農村のシステムを築き上げていくことであり、その結果として産まれた地域等を担う集落が集落営農組織ということで、平成 17 年から始まっていて、実はこれを十勝でやっているのは足寄町で認定農業者から外れた方々、例えば足寄町は 65 歳で後継者のいない人は外している。更別村でこれはどうなのかなということになりますと、上更別で始めた農地・水・環境対策、原点はどうもそこへ行くのです。「地域の皆で水路を守りましょう」、「遊んでいる畑は管理しましょう」、あの発想もそこなのです。そしてそこに行き着くのです。それで更別村はやらない地区は、あれだけ説得して断るのだからそれは別の

ことを考えるからほっておきましょうでは、将来的に更別村で農業をやっている良かった、担い手も活躍できる、女性も住んでいて良かったと色々なことが最初から頓挫しているような気がするのです。それで集落営農と農地・水環境対策とは別の次元ではありますがけれども、根っこにあるのは同じ考え方なのです。例えばどこの地区にも後継者がいない、その農地を今は周りの人が元気ですから見てくれています。でも将来的にそうなった人達も、70歳でもできる。私達は補助事業を起こしますと、すぐハードの方に行くのですが、これも、これからの農業というのは周りに住んでいる人、お年よりも含めて皆で手伝ってあげるから離農しなくていいだとか、そういう形がこれからの農業だと思っています。それでうちの農協の相談課の職員にも聞いたところ、内容を精査していくとたくさんあるそうです。だから私は色々なものを使いながら大規模でなかったら農業が出来ないのではなくて、色々なものが混在していて良いと思います。それでこのことについてお聞きしたいと思います。

村 長

集落営農事業については農村の高齢化の問題もございまして、こういう事業に取り組む場合は、種々の有利な制度を適用しますということであります。そしてその集落営農事業に取り組む中で、組織づくりをすると集落営農の組織化ということが言われておりますけれども、組織化をして最終的には農業法人に持って行きなさいということなのです。このことは更別村の場合は97.1%が認定農業者でございまして、個別完結型が進んでいるわけであります。しかし、先程申し上げましたけれども、このまま行きますと必ず高齢の方が農業をやれないとかが出てきますので、法人化の道に進めるものは進んでいただきたいと思っているところでありまして、その中で第5期の更別村総合計画におきましても、法人化をひとつの目玉にあげておりますし、第4期の更別村農業振興計画につきましても、特に法人化の問題につきましては、今まで下位にランクされていたものを柱として取り上げてございまして、私の農業に対する施策についてはご理解をいただけるのではないかと考えております。これまで更別農業を築いて努力されてきたわけでありまして、時には限界になるということもございまして、将来の更別の農業のためには、法人化としてやれるものはやって色々な多角化、新規作物の導入を図っていただいて、それには村も農協も支援というのが必要であります。新規作物に挑戦する場合は私どもも支援をしてまいりたいし、また従業員の確保についても、それなりの対応をしてまいらなければならないと考えております。まず個人で個別完結型で頑張っておられる方は頑張っていただいて、もしそれが崩れるような地域においてはこういう制度をとっていただく、農協と農業者の方々がこれらの事業に取り組んでいくとすれば、私どももこれに対する支援そして推進会議でもこれまではこういう問題については、あま

議長
6 番松橋議員

り話し合われてこなかったわけでありますけれども、この問題について推進会議でも鋭意検討を深めてまいりたいと思っていますところ
であります。

6 番 松橋さん

最後に集落営農事業の中で、法人化を目指さなければだめだとい
う村長の言葉がありましたけれども、更別で取り組めるものがあつ
たらそういうものは取り組んだ方が良いでしょう。70、80 才でも
農業をやりたい人は地域にいるはずなのです。最後に具体的にそう
いうことが出来ないのか、効率的な生産体制の確立の中で、個別で
機械を買っていくと、今でも生産がぎりぎりですから、コントラの
充実とか、自給飼料の利用となると TMR センターを農協でやるの
か、株式会社でやるのか別にしても、行政も早急に応援していく必
要があると思います。それと、更別の農地を競争するくらいの勢い
で取ってくれていますが、これだけ農業情勢が楽観視されないとな
れば農地も重大な問題になると思うのです。それで他町村でも農業
法人でも入ってこられる可能性は十分ありますので、農地保有合理
化法人のようなものを行政と農協でタイアップして 1 回抱えるとか、
将来的にそういうことも必要かなと思っています。その 2 点につい
てお聞きしたいと思います。

議長
村 長

村 長

集団営農事業やコントラの推進につきましては、農協も農家の
方々も取り組んでいきたいとすれば、私は支援をしていくという考
えでおりますので、その辺は理解していただきたいと思いますし、
また農地の問題に関しまして、法人化の立ち上げについては 3 年前
くらいから研究したことがございまして、しかし、現在のところは
なかなか立ち上げてメリッ的なことについては薄いということ
でそのままになっているのですけれども、大幅に出てくるとすれば、
これらも検討しなければならないし、まずはその辺のことを農協と
ももう一度しっかり話し合っていきたいと思っています。いずれ
にしても一番農業のことを知って、農家の実態を知っているのは農
協だと思っていますので、私どもは其中で行政の役割としては
どういうものがあるのかを常に考えてまいりますので、より農協と
は連携を密にしてこれらの策に対応してまいりたいと思っています。

以上であります。

議長
議長
議長
議長

これをもって、一般質問を終了いたします。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。 (12 時 10 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (13 時 30 分)

この際、日程第 3、認定第 1 号 平成 19 年度更別村一般会計歳入
歳出決算認定の件から日程第 8、認定第 6 号 平成 19 年度更別村介
護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を、一括議題
といたします。

決算審査特別委員長

この6件の認定の件は、議長と議員選出の監査委員を除く全議員による「決算審査特別委員会」を設置し、付託した案件です。

審査が終了し、委員長から「委員会報告書」の提出がありました。

本案6件を一括して、決算審査特別委員長より審査の報告を求めます。

松橋 決算審査特別委員長

認定第1号 平成19年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第6号 平成19年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件の報告をいたします。

本件は、第3回定例会において、5名の委員をもって構成する「決算審査特別委員会」が設置され、委員長に松橋、副委員長に本多委員が互選され、去る9月16日、9月17日の2日間にわたり審査を行いました。

審査の結果、平成19年度決算については、条例及び規則等にとり予算目的に沿って適法に執行されているものと判断し、本決算は適正と認めました。

したがって、本委員会は、認定第1号 平成19年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第6号 平成19年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算までの6件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で審査報告を終わります。

議長

これで、決算審査特別委員長からの報告を終わります。

「決算審査特別委員会」は、議長と議会選出の監査委員を除く全議員による委員会ですので、委員長の報告に対する質疑・討論は省略したいと思います。

また、本案6件を一括して採決いたしたいと思います。

このことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本案6件は、質疑討論を省略し、一括して採決することに決定しました。

これから、認定第1号 平成19年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第6号 平成19年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算までの6件を一括して採決いたします。

認定第1号から、認定第6号までの6件については、認定すべきとするものであります。

認定第1号から、認定第6号までの6件については、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長

したがって、認定第1号から、認定第6号までの6件については、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

議	長	日程第 9、報告第 3 号 平成 19 年度更別村財政健全化判断比率の報告の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 村 長
村	長	報告第 3 号 平成 19 年度更別村財政健全化判断比率の報告の件でございます。 平成 19 年度更別村財政健全化判断比率を、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。 次のページ、平成 19 年度財政健全化判断比率報告書、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 20 年度に公表する平成 19 年度健全化判断比率を次のとおり報告するものであります。 記といたしまして 4 つの項目がございます。実質赤字比率につきましてはカウントがないということであります。連結実質赤字比率も同様でございます。実質公債費比率につきましては 11.6%、将来負担比率につきましてもカウントされてございません。下段の括弧の数字につきましては、備考にございますように早期健全化基準を記載しているところでございます。各比率とも負数にて算出された場合は、カウントされないということであります。参考といたしまして、本村の健全化判断比率、実質赤字比率といたしましては、マイナス 4.7%、連結実質赤字比率につきましてはマイナス 4.87%、将来負担比率につきましてはマイナス 47.1%となっているところであります。 この報告第 3 号に関しましては別添で資料を付けてございます。資料を見ていただきたいと思います。 この資料では各比率の説明及び計算方法を示しているところでございます。 説明は省略させていただいてご参照賜りたいと思います。 以上で報告とさせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終了し、報告済といたします。
議	長	日程第 10、報告第 4 号 平成 19 年度公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 村 長
村	長	報告第 4 号 平成 19 年度公営企業に係る資金不足比率の報告の件でございます。

平成 19 年度公営企業に係る資金不足比率を、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

次のページ、平成 19 年度公営企業に係る資金不足比率報告書でございます。地方公共団体の財政健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 20 年度に公表する平成 19 年度公営企業に係る資金不足比率を次のとおり報告するものであります。

記といたしまして特別会計の名称でございますが、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、この 2 会計でございます。資金不足の比率につきましてはカウントされないということであります。

これにつきましても、資料といたしまして別添で添付をさせていただきます。

これにつきましてもご参照賜りたいと思います。

以上で報告とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済といたします。

議長 日程第 11、議案第 55 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 5 号) の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長 議案第 55 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 5 号) の件でございます。

平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 5 号) は次に定めるところによるものであります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,597,633 千円とするものでございます。第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正に関しましては、過日の落雷によりまして改善センター火災報知器に被害を受けたところでございます。これまで修理での対応をしようとしていたところでございますけれども、最終的に点検、調査の結果、報知器の取替えが必要であるということになったわけでありまして。そして多くの村民が利用する施設でもありますことから早急に取替えをしてまいりたい、そのために今般、追加で補正をお願いするものであります。内容といたしましては、6 ページをお願い申し上げます。

		款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 2 社会教育施設費に 600 千円を追加するものであります。先程の説明のとおり、火災報知器の取替えということで、修理費といたしまして 600 千円を補正するものでございます。 歳入でございますが、5 ページでございます。 款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、200 千円を追加するものでございます。款 19 諸収入、項 5 雑入、目 5 雑入 400 千円の追加であります。これにつきましては修理費の 3 分の 2 が建物災害共済から補てんされるということでございまして、400 千円を追加するものであります。 以上によって、歳入歳出のバランスを取ったものであります。 以上、提案説明とさせていただきます。 よろしくお願いを申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 55 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第 5 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 12、請願第 1 号 農業用生産資材高騰等に関する請願書の件を議題といたします。 本案について、委員長より審査の報告を求めます。 松橋産業文教常任委員長
産業文教常任委員長		第 3 回定例会において産業文教常任委員会に付託されました請願第 1 号について、去る 9 月 11 日に委員会を開催し、その審査を行いました。その結果について報告いたします。 農業生産資材高騰等に関する請願書の件ですが、農業生産に欠くことのできない石油製品をはじめ飼料・肥料などが価格上昇を続けていることから、農家は悲惨な経営状況に追い込まれています。 そこで、その生産資材高騰の対策を求めるものであることから、委員会で慎重に審査した結果、本件については、願意妥当と認め、採択と決定しました。 以上審査報告といたします。

議	長	これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 請願第 1 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、採択であります。 これから請願第 1 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 請願第 1 号に対する委員長の報告は、採択であります。 請願第 1 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、請願第 1 号 農業用生産資材高騰等に関する請願書の件は、採択と決定しました。
議	長	日程第 13、陳情第 7 号 「特例一時金」を 50 日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める陳情書の件を議題といたします。 本案について、委員長より審査の報告を求めます。 松橋産業文教常任委員長
産業文教常任委員長		第 3 回定例会において産業文教常任委員会に付託されました陳情第 7 号について、去る 9 月 11 日に委員会を開催し、その審査を行いました。その結果について報告いたします。 「特例一時金」を 50 日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める陳情書の件ですが、冬期雇用援護制度である通年雇用安定給付金暫定 2 制度の廃止と、特例一時金の削減により、季節労働者は厳しい生活を強いられています。 そこで、その対策として財政措置を求めるものであることから、委員会で慎重に審査した結果、本件については、願意妥当と認め、採択と決定しました。 以上審査報告といたします。 これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 陳情第 7 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。

		これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、採択であります。 これから陳情第7号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 陳情第7号に対する委員長の報告は、採択であります。 陳情第7号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、陳情第7号「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める陳情書の件は、採択と決定しました。
議	長	日程第14、意見書案第8号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 2番 高橋さん
2番高橋議員		道路整備に必要な財源の確保に関する意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。 北海道民にとって移動や物資の輸送の大半は、自動車交通に依存していることから、道路は、生活や経済、社会活動を支える最も重要な社会基盤となっています。こうした中で、政府においては、道路特定財源を来年度から一般財源化することを閣議決定したところですが、国、地方を通して極めて厳しい財政状況のもとで、いかに地方の道路整備に必要な財源が確保されていくのか、非常に危惧されるところであります。このような状況から、国に対して道路整備に必要な財源の確保を強く要望するため、別紙意見書を菊地議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）

		これで討論を終わります。
		これから意見書案第 8 号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、意見書案第 8 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 15、意見書案第 9 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。
		3 番 菊地さん
3 番菊地議員		『新たな過疎対策法の制定に関する意見書』の提案理由を申し上げます。
		内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。
		昭和 45 年「過疎地域対策緊急措置法」が制定され、以後 3 次にわたる特別措置法の制定により、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などについては、一定の成果を上げてきたところでありますが、現在過疎地域においての人口減少と高齢化は特に顕著であり、生活・生産基盤の弱体化が進む中、極めて深刻な状況に直面しています。現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成 22 年 3 月末をもってなくなりますが、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図ることが重要であります。このような状況から、新たな過疎対策法の制定を国に対して強く要望するため、別紙意見書を松橋議員の賛成を得て提出するものです。
		ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから意見書案第 9 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。

議長 7 番本多議員	したがって、意見書案第 9 号は原案のとおり可決されました。 日程第 16、意見書案第 10 号 北海道開発局の存続を求める要望意見書の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 7 番 本多さん
	北海道開発局の存続を求める要望意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。 北海道は、明治以来、わが国の食糧基地として多大な貢献をしてきました。この間、政府は北海道開発に積極的な投資を行い、公共事業の一括計上権など、開発体制の特別策が実施されてきましたが、7 月 2 日に「開発局の廃止が望ましい」との報道があったことにより、衝撃と困惑が広がっています。また、道内の公共事業は、平成 11 年度をピークに平成 18 年度には、半分以上まで落ち込んでおり、開発局が廃止されれば、公共事業の更なる大幅な削減に繋がり、道内の景気が、低迷する事態となることから、北海道開発局の存続を強く求めるため、別紙意見書を堂場議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げますして提案の理由といたします。
議長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
議長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。
議長	これから意見書案第 10 号 北海道開発局の存続を求める要望意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 10 号は原案のとおり可決されました。
議長	日程第 17、意見書案第 11 号 帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
4 番堂場議員	4 番 堂場さん 帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては別紙をご参照いただき要点のみ申し上げます。

十勝は、釧路・根室とは異なった亜寒帯気候にあり、このような気象条件のもとで、わが国を代表する食糧基地として重要な役割を果たしており、適期の作付けなど、きめ細やかな気象情報の提供が必要な地域であります。近年の異常気象等による台風や大雪による交通障害などが発生する中で、予報官を配置した帯広測候所は、地域に大きく寄与しています。そこで、ひとつの県に相当する広大な十勝圏域には、地方気象台も配置されていないことから、帯広測候所の存続と拡充について強く要望するため、別紙意見書を高橋議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
これから意見書案第 11 号 帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 18、意見書案第 12 号 原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策を求める要望意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6 番 松橋さん

6 番松橋議員 原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策を求める要望意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

原油価格の急速な高騰は、国民生活を直撃するとともに、中小企業や各種産業にも深刻な影響をもたらしています。政府は、昨年 12 月末から「原油価格高騰に関する中小企業対策」を講じましたが、抜本的な改善には至っておりません。経営基盤の弱い中小企業にとって、原油等価格の高騰は死活問題であり、廃業や倒産に追い込まれる企業も出てきています。そこで、経済悪化の根源である原油等価格高騰の実効ある抑制対策を速やかに実現し、経済が安定化することを強く要望するため、別紙意見書を菊地議員の賛成を得て提出

		するものです。ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 12 号 原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策を求める要望意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 12 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 19、意見書案第 13 号 国営土地改良事業制度の存続を求める意見書の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 7 番 本多さん
7 番本多議員		国営土地改良事業制度の存続を求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。 国の地方分権改革推進委員会では、第二期地方分権改革に向けて、農業農村整備事業に係る国営事業制度や、国の地方支分部局の廃止・縮小など、国から地方に権限委譲する論議が行われております。 土地基盤整備や国営で建設された基幹的農業水利施設の更新・整備は、財政状況の厳しい地方自治体に任せるのではなく、国が実施すべきものであり、今後もこのような国営土地改良事業制度の存続を国に強く求めるため、別紙意見書を松橋議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。

議	長	(原案賛成の声あり)
		これで討論を終わります。 これから意見書案第 13 号 国営土地改良事業制度の存続を求める意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、意見書案第 13 号は原案のとおり可決されました。
		日程第 20、意見書案第 14 号 社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
1 番赤津議員		1 番 赤津さん
		社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。 平成 12 年 6 月、社会福祉の増進のための「社会福祉事業法等の一部を改正する法律」が施行され、この間、公的規制の緩和や地方分権改革のもとで、社会福祉事業の民間への開放など、福祉サービスの需給関係等が変貌しています。本来的に公費依存度の高い社会福祉事業なのに、極めて厳しい経営の舵取りを強いられているのが現状であり、こうした社会福祉法人が経営する福祉施設の安定した経営の実現を求めるため、別紙意見書を菊地議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 14 号 社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、意見書案第 14 号は原案のとおり可決されました。 この際、暫時休憩いたします。(14 時 10 分)

議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。	(14 時 20 分)
議	長	おはかりいたします。	
		ただいま休憩中に 7 番本多さんから意見書案第 15 号 農業用生産資材高騰等に関する意見書の件、3 番菊地さんから意見書案第 16 号「特例一時金」を 50 日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の件が提出されました。	
		この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思いをします。	
		これにご異議ありませんか。	
		(異議なしの声あり)	
議	長	異議なしと認めます。	
		したがって、この際、意見書案第 15 号 農業用生産資材高騰等に関する意見書の件、意見書案第 16 号「特例一時金」を 50 日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。	
議	長	日程第 21、意見書案第 15 号 農業用生産資材高騰等に関する意見書の件を議題といたします。	
		提出者から提案理由の説明を求めます。	
		7 番 本多さん	
7 番本多議員		農業用生産資材高騰等に関する意見書の提案理由を申し上げます。	
		内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。	
		原油や鉄鉱などの資源が世界的に高騰する中で、農業生産に欠かすことのできない、石油製品をはじめ飼料、肥料など生産資材が、異常な勢いで価格上昇を続けており、農家は悲惨な経営状況に追い込まれています。そこで、わが国の農業の持続性と食糧の安定供給、農村の維持を図ることから、農業用生産資材の高騰対策などについて、国に強く要求するため、別紙意見書を堂場議員の賛成を得て提出するものです。	
		ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。	
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。	
		質疑の発言を許します。	
		(ありませんの声あり)	
		質疑なしと認めます。	
議	長	これで質疑を終わります。	
		これから本案に対する討論を行います。	
		討論の発言を許します。	
		(原案賛成の声あり)	
		これで討論を終わります。	
議	長	これから意見書案第 15 号 農業用生産資材高騰等に関する意見書の件を採決いたします。	

		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、意見書案第 15 号は原案のとおり可決されました。 日程第 22、意見書案第 16 号「特例一時金」を 50 日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 3 番 菊地さん
3 番菊地議員		「特例一時金」を 50 日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。 冬期雇用援護制度である通年雇用安定給付金暫定 2 制度が廃止され、加えて、雇用保険の特例一時金 50 日分が 40 日分に削減されたことにより、いま季節労働者は厳しい生活を強いられています。国の「通年雇用促進支援事業」が、昨年秋にスタートしましたが、この事業を通じて、通年雇用に至らない季節労働者が、大量に置き去りにされるなど、十分な効果を上げていないのが現状であります。そこで、「特例一時金」を 50 日分に戻し、季節労働者の対策を国に強く求めるため、別紙意見書を本多議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 16 号「特例一時金」を 50 日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、意見書案第 16 号は原案のとおり可決されました。 日程第 23、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、村有財産(村有地)の管理状況及び遊休地等について、情報通信基盤整備の状況等について、産業文教常任委員会は、ふるさと館等の管理運営状況について、社会教育事業の現況と社会教育施設の利

議長

用状況について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

次に議会運営委員会委員長から 10 月 3 日、大樹町における南十勝町村議会議員研修会に、議員全員を派遣したい旨、10 月 9 日、芽室町における十勝町村議会議員研修会に、議員全員を派遣したい旨、10 月 23 日から 24 日までの 2 日間、道内優良先進地行政視察のため、網走郡美幌町、足寄郡陸別町に議員全員を派遣したい旨、申し出があります。

おはかりいたします。

申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり承認することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて、平成 20 年第 3 回更別村議会定例会を閉会いたします。

(14 時 30 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 9 月 19 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 堂 場 聰 志

同 議員 松 橋 昌 和